

改正消費生活用製品安全法に基づく『乳幼児用玩具（3歳未満向け玩具）』規制対象化について（ご案内）

平素は経済産業行政にご理解ご協力を賜り誠にありがとうございます。

令和7年12月25日から新たに規制対象となる『乳幼児用玩具（3歳未満向け玩具）』の取扱いの可能性が想定される（※）事業者さまへ、法規制の内容についてご案内しております。

（※）本書面により貴社が取扱う製品が法令の規制対象となることを通知するものではありません。

規制対象に該当するかどうかは、下部記載の経済産業省乳幼児用玩具特設ページより法令内容を十分にご確認の上で
ご判断をお願いいたします。

『乳幼児用玩具（3歳未満向け玩具）』の**製造又は輸入**に関する事業を営まれる事業者さまにおかれましては、法令に基づく手続きが必要となる場合がございますので、内容について十分ご確認いただきますようお願いいたします。

【法令上の定義及び子供PSCマーク】

	定義	子供PSCマーク
乳幼児用玩具	主として家庭において 出生後三十六月未満 の乳幼児の 遊戯に使用することを目的として設計 したものに限る	

【法令により求められる手続き（主なもの）】

製造又は輸入事業者	（販売事業者）
●事業開始届出（9月25日より事前受付） ●技術基準（消費者の危害の発生を防止するための技術上の基準）への適合 ●自主検査の実施・記録の作成・保存 ●使用年齢基準への適合及び対象年齢の表示 ●使用上の注意を促す文言の表示（警告表示） ●子供PSCマークの表示	○子供PSCマークが適切に表示されているかの確認 （規制開始後に製造・輸入された乳幼児用玩具は子供PSCマークの表示がなければ販売できません。）

近畿2府5件（福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）で事業を実施される事業者さまを対象に、法令に基づく手続きについて解説するオンラインセミナーを定期的を開催しております。（[セミナー開催案内リンク](#)）

■連絡・お問合せ先

経済産業省 近畿経済産業局 製品安全室

TEL：06-6966-6098（直通）

Mail：bzl-seian-kin@meti.go.jp



経済産業省
乳幼児用玩具特設ページ
（[リンク](#)）

『乳幼児用玩具（3歳未満向け玩具）』規制対象化 Q&A

	ご質問	回答
規制の概要について	消費生活用製品安全法とはどのような法律ですか。	消費生活用製品により起こりうる怪我、火傷、死亡などの人身事故の発生等を未然に防ぎ、消費者の安全と利益を保護することを目的として制定された法律です。 具体的には、危害発生のおそれがある製品を「特定製品」として指定し、製造及び輸入事業者に対して国への届出や、製品が技術基準に適合することを義務付けています。 また、「特定製品」はPSCマークの表示がなければ販売ができません。
	令和7年12月に新たに規制対象となる「乳幼児用玩具」とはどのようなものですか。	規制の対象となる「乳幼児用玩具」とは、「出生後36月未満の乳幼児の遊戯に使用することを目的として設計された玩具」を指します。
	規制対象となる場合、どのような手続きが必要ですか。	乳幼児用玩具の製造・輸入事業者の場合、当該製品の販売に先立ち、国に届出を行い、技術基準への適合を自主検査し、使用年齢基準適合を確認した上で、子供PSCマーク、対象年齢や使用上の注意を表示することが必要です。
	いつから規制が開始されますか。	令和7年12月25日付で法律が施行されます。同日以降に製造・輸入が完了する製品は法令に基づく手続きの履行がなければ販売することはできません。
規制対象の判断について	3歳未満向けの木製玩具（積み木等）を製造しています。規制の対象になりますか。	「出生後36月未満の乳幼児の遊戯に使用することを目的に設計された玩具」である場合、木製玩具も規制の対象となります。
	個人がハンドメイドで製造・販売する製品は規制の対象になりますか。	「製造事業者」は製品を完成させる工程を実施する者を指しますので、ハンドメイドか否かに関わらず、一般消費者に業として提供する場合は規制の対象となります。また、個人であっても、業として製品を提供する場合は規制の対象となります。
	行政からの委託を受けて、自社が製造した木製玩具を新生児が生まれた家庭に無償提供しています。この場合、規制の対象になりますか。	一般消費者に対して完全に無料で譲渡するものは「販売」に当たらず対象外です。しかし、製造事業者から行政への提供において販売と見なせる場合等については、事業として対価を得た販売と見なしますので、規制の対象となる場合があります。
	行政からの委託を受けて、玩具ではなく、木製の置物などの記念品を一般消費者に提供しています。この場合、規制の対象になりますか。	提供する製品が「出生後36月未満の乳幼児の遊戯に使用することを目的として設計された玩具」に該当しない場合は規制の対象となりません。
	木製玩具を作るワークショップを運営しています。この場合、規制の対象になりますか。	ワークショップは完成品の製造ではなく手作り体験という役務の提供となることから「製造事業者」に当たらず、このため規制の対象となりません。 ただし、絵付け体験のように、参加者に提供する木製玩具が完成品と同等の構造である場合は規制の対象となる場合があります。
	3歳未満を対象とした玩具の製作キットや組立式の玩具等で、消費者が組み立てを行う場合は対象になりますか。	消費者が組み立てを行う製作キット等の場合であっても、主として家庭において出生後三十六月未満の乳幼児の遊戯に使用することを目的として設計したものに該当する場合は規制の対象となります。
技術基準への適合・検査について	技術基準はどこで確認することができますか。	『消費生活用製品安全法特定製品関係の運用及び解釈について』において確認することができます。特設ページから御確認いただけます。
	製品が技術基準に適合していること（試験の方法）はどのように確認することができますか。	概ね以下の3つの方法がございます。 ①国際規格（ISO8124-1:2022等）への適合 ②ST基準（一般社団法人日本玩具協会）への適合 ③十分な技術的根拠のもと、届出事業者自ら確認（試験機関等への依頼を含む） 一部、民間検査機関でも情報提供等を行っていると思われますので、必要に応じてお問い合わせください。 なお、規格本文につきましては、ご自身で購入していただく必要がございます。
	木製玩具の場合、同じ製品であっても使用する材木の種類や箇所により強度が変わります。全て検査する必要がありますか。	「乳幼児用玩具」に該当し一般消費者に販売される製品は全て技術基準に適合する必要がありますが、必ずしも全ての製品の検査を義務付けるものではありません。全ての製品が技術基準に適合していると合理的に推測できるだけの検査をしていただければ結構です。
	乳幼児用玩具の技術基準には、『9 燃焼しにくい材料又は構造のものであること』との記載がありますが、木製製品も対象になりますか。	規制対象となる乳幼児用玩具は、技術基準省令別表第1第13に記載している1～10を全て満たす必要があり、木製製品だからといって除外されるものではありません。なお、技術基準の「9 燃焼しにくい材料又は構造のものであること」は、可燃性に係る玩具安全規格（ISO8124-2:2023、EN71-2:2020 又は ASTM F963-23 (4.2)）によって適合を確認することになります。